令和８年１１月２４日招集

第６回天草市議会（定例会）議案書

天　草　市

令和８年第６回天草市議会（定例会）議案

議案番号	件　　名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第８７号	専決処分事項の承認について（令和８年度天草市一般会計補正予算第７号）	令和８年 １１月２４日		
議第８８号	天草市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第８９号	天草市職員の給与に関する条例及び天草市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第９０号	天草市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第９１号	天草市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第９２号	天草市体育館条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第９３号	天草市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第９４号	天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第９５号	天草市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第９６号	天草市港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第９７号	天草市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第９８号	天草市下水道条例及び天草市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第９９号	天草市立病院の使用料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃		

議案番号	件　　名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第１００号	天草市市費負担教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	令和８年 １１月２４日		
議第１０１号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	〃		
議第１０２号	工事請負契約の変更について	〃		
議第１０３号	指定管理者の指定について（牛深老人福祉センター）	〃		
議第１０４号	指定管理者の指定について（在宅介護支援サテライト施設うしぶか）	〃		
議第１０５号	指定管理者の指定について（天草市牛深温泉センター）	〃		
議第１０６号	指定管理者の指定について（うしぶか海彩館）	〃		
議第１０７号	指定管理者の指定について（宿泊施設やすらぎ荘）	〃		
議第１０８号	指定管理者の指定について（リップルランド公園）	〃		
議第１０９号	指定管理者の指定について（御所浦物産館）	〃		
議第１１０号	指定管理者の指定について（天草市栖本温泉センター）	〃		
議第１１１号	指定管理者の指定について（天草市総合交流施設愛夢里）	〃		
議第１１２号	指定管理者の指定について（河浦海上コテージ）	〃		
議第１１３号	財産の無償譲渡について	〃		
議第１１４号	令和８年度天草市一般会計補正予算（第８号）	〃		

議案番号	件　　名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第１１５号	令和８年度天草市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）	令和８年 １１月２４日		
議第１１６号	令和８年度天草市介護保険特別会計補正予算（第３号）	〃		
議第１１７号	令和８年度天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	〃		
議第１１８号	令和８年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第１号）	〃		
議第１１９号	令和８年度天草市国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第１号）	〃		
議第１２０号	令和８年度天草市斎場事業特別会計補正予算（第１号）	〃		
議第１２１号	令和８年度天草市病院事業会計補正予算（第３号）	〃		
議第１２２号	令和８年度天草市水道事業会計補正予算（第３号）	〃		
議第１２３号	令和８年度天草市下水道事業会計補正予算（第４号）	〃		

議第８７号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、令和８年度天草市一般会計補正予算（第７号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和８年１１月２４日提出

天草市長　馬場　昭治

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第１７９条第３項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

天草市専決第１２号

専　決　処　分　書

令和８年度天草市一般会計補正予算（第７号）を地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和８年１０月２６日

天草市長　馬場　昭治

（専決処分の理由）

梅雨前線豪雨及び令和８年熊本地震に伴う災害復旧等に係る経費について、その予算措置に急を要するが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分する。

令和８年度天草市一般会計補正予算（第７号）

令和８年度天草市の一般会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 146,860 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 62,170,781 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　繰越明許費の追加は、「第２表　繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の変更は、「第３表　地方債補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		139,804	282	140,086
	1 分担金	64,445	282	64,727
15 国庫支出金		10,290,275	81,200	10,371,475
	1 国庫負担金	9,056,009	49,295	9,105,304
	2 国庫補助金	1,213,477	31,905	1,245,382
16 県支出金		4,845,322	7,753	4,853,075
	1 県負担金	2,630,382	6,813	2,637,195
	2 県補助金	2,052,320	940	2,053,260
19 繰入金		4,473,594	32,525	4,506,119
	2 基金繰入金	4,417,457	32,525	4,449,982
22 市債		4,894,400	25,100	4,919,500
	1 市債	4,894,400	25,100	4,919,500
補正されなかった款項に係る額		37,380,526		37,380,526
歳入合計		62,023,921	146,860	62,170,781

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		18,815,156	7,263	18,822,419
	5 災害救助費	19,052	7,263	26,315
4 衛生費		7,265,876	63,810	7,329,686
	2 環境費	4,163,910	63,810	4,227,720
10 災害復旧費		4,936,808	75,787	5,012,595
	1 農林水産施設災害復旧費	494,897	1,880	496,777
	2 公共土木施設災害復旧費	4,422,810	73,907	4,496,717
補正されなかった款項に係る額		31,006,081		31,006,081
歳出合計		62,023,921	146,860	62,170,781

第２表　繰越明許費補正

１　追　加　　（単位：千円）

款	項	事　　業　　名	金　額
4　衛生費	2　環境費	災害廃棄物処理事業（令和８年熊本地震関連）	67,609
10　災害復旧費	1　農林水産施設災害復旧費	現年発生補助災害復旧事業（農業施設等）	1,880
	2　公共土木施設災害復旧費	現年発生補助災害復旧事業（公共土木施設）	73,907

第３表　地方債補正

１　変　更　　（単位：千円）

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	1,510,300	証書借入又は証券発行	５．０％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	1,535,400	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

議第８８号

天草市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

天草市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和８年１１月２４日提出

天草市長　馬場　昭治

天草市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

（天草市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第１条　天草市長等の給与及び旅費に関する条例（平成１８年天草市条例第４３号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「期末手当基礎額に」の次に「、６月に支給する場合には」を、「１００分の１７５」の次に「、１２月に支給する場合には１００分の１８０」を加える。

第２条　天草市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「、６月に支給する場合には１００分の１７５、１２月に支給する場合には１００分の１８０」を「１００分の１７７．５」に改める。

（天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第３条　天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成１８年天草市条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「期末手当基礎額に」の次に「、６月に支給する場合には」を、「１００分の１７５」の次に「、１２月に支給する場合には１００分の１８０」を加える。

第４条　天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「、６月に支給する場合には１００分の１７５、１２月に支給する場合には１００分の１８０」を「１００分の１７７．５」に改める。

（天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第５条　天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成２１年天草市条例第８７号）

の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「期末手当基礎額に」の次に「、６月に支給する場合には」を、「１００分の１７５」の次に「、１２月に支給する場合には１００分の１８０」を加える。

第６条　天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「、６月に支給する場合には１００分の１７５、１２月に支給する場合には１００分の１８０」を「１００分の１７７．５」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条、第４条及び第６条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の天草市長等の給与及び旅費に関する条例（次項において「第１条改正後市長等給与条例」という。）第５条第２項の規定、第３条の規定による改正後の天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「第３条改正後議員報酬条例」という。）第５条第２項の規定及び第５条の規定による改正後の天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（次項において「第５条改正後管理者給与条例」という。）第５条第２項の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　第１条改正後市長等給与条例、第３条改正後議員報酬条例及び第５条改正後管理者給与条例の規定を適用する場合においては、次の各号に掲げる条例の規定に基づいて支給された給与は、当該各号に定める条例の規定による給与の内払とみなす。

⑴　第１条の規定による改正前の天草市長等の給与及び旅費に関する条例　第１条改正後市長等給与条例

⑵　第３条の規定による改正前の天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例　第３条改正後議員報酬条例

⑶　第５条の規定による改正前の天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例　第５条改正後管理者給与条例

（提案理由）

期末手当の支給月数を改めるには、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２０３条第４

項及び第２０４条第３項の規定により、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第８９号

天草市職員の給与に関する条例及び天草市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市職員の給与に関する条例及び天草市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和８年１１月２４日提出

天草市長　馬場　昭治

天草市職員の給与に関する条例及び天草市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

（天草市職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　天草市職員の給与に関する条例（平成１８年天草市条例第４６号）の一部を次のように改正する。

第１０条第１項中「４１万７，６００円」を「４１万８，６００円」に改める。

第２２条第１項中「４，７００円」を「５，０００円」に、「２万２，５００円」を「２万４，０００円」に、「７，７００円」を「８，０００円」に、「７，０５０円」を「７，５００円」に、「３万３，７５０円」を「３万６，０００円」に、「１万１，５５０円」を「１万２，０００円」に改め、同条第２項中「２万３，５００円」を「２万５，０００円」に改める。

第２４条第２項中「期末手当基礎額に」の次に「、６月に支給する場合には」を、「１００分の１０６．２５）」の次に「、１２月に支給する場合には１００分の１２８．７５（特定幹部職員にあっては、１００分の１０８．７５）」を加え、同条第３項中「１００分の７１．２５」」の次に「と、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の７３．７５」」を、「１００分の６１．２５」」の次に「と、「１００分の１０８．７５」とあるのは「１００分の６３．７５」」を加える。

第２７条第２項第１号中「加算した額に」の次に「、６月に支給する場合には」を「１００分の１２６．２５）」の次に「、１２月に支給する場合には１００分の１０８．７５（特

定幹部職員にあっては、１００分の１２８．７５）」を加え、同項第２号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、６月に支給する場合には」を、「１００分の６１．２５）」の次に「、１２月に支給する場合には１００分の５３．７５（特定幹部職員にあっては、１００分の６３．７５）」を加える。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１（第４条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100

19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400
20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600
21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800
22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600
23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400
24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200
25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800
26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400
27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000
28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600
29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300
30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100
31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500
32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200	472,200
33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900	472,700
34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600	473,100
35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200	473,500
36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	428,900	473,900
37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	429,500	474,300
38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	430,100	474,600
39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	430,600	474,900
40	257,900	292,300	331,700	380,900	400,900	431,000	475,200
41	258,700	293,000	333,100	382,400	401,700	431,400	475,500
42	259,300	293,800	334,300	383,200	402,500	431,600	475,800
43	259,900	294,500	335,500	384,100	403,300	431,900	476,100
44	260,500	295,200	336,600	385,100	404,000	432,200	476,400
45	261,100	295,900	337,500	386,000	404,700	432,500	476,700
46	261,700	296,600	338,700	387,100	405,400	432,800	
47	262,300	297,300	339,900	388,000	406,100	433,100	

48	262,900	297,900	341,200	389,000	406,800	433,400	
49	263,400	298,600	342,300	389,900	407,300	433,600	
50	264,000	299,300	343,500	390,600	407,900	433,900	
51	264,600	300,000	344,700	391,300	408,500	434,100	
52	265,100	300,700	345,900	391,900	409,200	434,400	
53	265,500	301,200	347,200	392,300	409,600	434,600	
54	265,900	301,900	348,200	392,900	410,200	434,900	
55	266,200	302,500	349,300	393,500	410,800	435,200	
56	266,500	303,200	350,400	394,200	411,300	435,500	
57	266,800	303,800	351,100	394,500	411,700	435,700	
58	267,100	304,400	352,000	395,200	412,300	436,000	
59	267,400	305,000	352,700	395,900	412,900	436,300	
60	267,700	305,800	353,500	396,500	413,400	436,500	
61	268,000	306,400	354,300	396,800	413,800	436,700	
62	268,300	306,900	354,700	397,300	414,300	437,000	
63	268,600	307,400	355,200	397,900	414,800	437,300	
64	268,900	307,800	355,900	398,500	415,400	437,500	
65	269,200	308,300	356,700	398,800	415,700	437,700	
66	269,500	308,800	357,400	399,400	416,100	438,000	
67	269,800	309,200	358,100	400,100	416,400	438,300	
68	270,100	309,700	358,700	400,700	416,800	438,500	
69	270,400	310,100	359,200	401,100	417,100	438,700	
70	270,700	310,600	359,800	401,600	417,400	439,000	
71	271,000	311,000	360,300	402,200	417,700	439,300	
72	271,300	311,500	360,900	402,700	417,900	439,500	
73	271,600	311,900	361,200	403,200	418,100	439,700	
74	271,900	312,300	361,700	403,800	418,400		
75	272,200	312,600	362,000	404,200	418,700		
76	272,500	312,900	362,400	404,500	418,900		

	77	272, 800	313, 100	362, 800	404, 900	419, 100			
	78	273, 100	313, 400	363, 300	405, 400	419, 400			
	79	273, 400	313, 600	363, 800	405, 800	419, 700			
	80	273, 700	313, 900	364, 300	406, 200	419, 900			
	81	274, 000	314, 100	364, 600	406, 600	420, 100			
	82	274, 300	314, 300	365, 000	407, 100	420, 400			
	83	274, 600	314, 600	365, 400	407, 500	420, 700			
	84	274, 900	314, 800	365, 800	407, 900	420, 900			
	85	275, 200	315, 100	366, 100	408, 200	421, 100			
	86	275, 500	315, 300	366, 500					
	87	275, 800	315, 600	366, 900					
	88	276, 100	315, 900	367, 300					
	89	276, 400	316, 200	367, 500					
	90	276, 700	316, 500	367, 900					
	91	277, 000	316, 800	368, 300					
	92	277, 300	317, 100	368, 700					
	93	277, 600	317, 300	368, 900					
	94		317, 500	369, 200					
	95		317, 800	369, 600					
	96		318, 200	369, 900					
	97		318, 400	370, 200					
	98		318, 700	370, 600					
	99		319, 000	371, 000					
	100		319, 400	371, 400					
	101		319, 600	371, 900					
	102		319, 900	372, 300					
	103		320, 200	372, 700					
	104		320, 500	373, 100					
	105		320, 700	373, 600					

	106		321,000	374,000				
	107		321,300	374,300				
	108		321,600	374,600				
	109		321,800	375,000				
	110		322,100					
	111		322,500					
	112		322,800					
	113		323,000					
	114		323,200					
	115		323,500					
	116		323,900					
	117		324,100					
	118		324,300					
	119		324,600					
	120		324,900					
	121		325,200					
	122		325,400					
	123		325,700					
	124		326,000					
	125		326,300					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 218,800	基準給料月額 円 247,600	基準給料月額 円 292,400	基準給料月額 円 314,800	基準給料月額 円 331,600	基準給料月額 円 359,500	基準給料月額 円 405,400

（備考）　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第２（第４条関係）

医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	317,300	430,100	486,900	584,000
	2	319,700	432,800	488,900	590,100
	3	322,000	435,500	490,800	595,200
	4	324,200	438,100	492,700	599,900
	5	326,400	440,600	494,200	604,200
	6	329,900	442,800	495,900	608,500
	7	333,400	444,800	497,700	611,900
	8	336,900	446,900	499,500	614,800
	9	340,500	449,000	501,300	617,300
	10	344,000	450,600	503,000	619,600
	11	347,500	452,200	504,800	
	12	351,000	453,800	506,600	
	13	354,500	455,400	508,400	
	14	358,000	456,900	510,100	
	15	361,500	458,400	511,900	
	16	365,000	459,800	513,700	
	17	368,400	461,200	515,500	
	18	371,600	462,700	517,400	
	19	374,900	464,200	519,300	
	20	378,100	465,600	521,200	
	21	381,400	466,900	523,100	
	22	384,700	468,400	524,800	
	23	387,900	469,800	526,600	
	24	391,000	471,200	528,400	
	25	394,200	472,600	530,000	

26	396,600	474,000	531,800	
27	399,000	475,300	533,600	
28	401,200	476,600	535,100	
29	403,200	478,000	536,500	
30	404,900	479,300	538,200	
31	406,600	480,700	540,000	
32	408,400	482,100	541,700	
33	410,200	483,400	543,200	
34	412,000	484,700	544,500	
35	413,600	486,000	545,800	
36	415,100	487,400	547,100	
37	416,600	488,800	548,100	
38	418,000	490,400	549,400	
39	419,400	492,000	550,700	
40	420,800	493,500	552,000	
41	422,300	495,100	553,000	
42	423,100	496,300	553,800	
43	423,800	497,300	554,600	
44	424,500	498,300	555,400	
45	425,300	499,100	556,300	
46	425,900	500,000	557,100	
47	426,500	500,900	557,900	
48	427,000	501,700	558,600	
49	427,500	502,400	559,400	
50	427,900	503,100	560,200	
51	428,400	503,800	560,900	
52	428,800	504,400	561,800	
53	429,200	505,000	562,700	
54	429,500	505,700	563,500	

55	429, 800	506, 300	564, 400		
56	430, 200	506, 900	565, 300		
57	430, 500	507, 200	566, 100		
58	430, 800	507, 800	566, 900		
59	431, 100	508, 400	567, 700		
60	431, 400	509, 100	568, 400		
61	431, 800	509, 500	569, 200		
62	432, 100	510, 100	570, 100		
63	432, 400	510, 800	571, 000		
64	432, 700	511, 500	571, 900		
65	433, 000	511, 900	572, 700		
66		512, 500	573, 600		
67		513, 100	574, 500		
68		513, 600	575, 400		
69		514, 100	576, 200		
70		514, 600	577, 100		
71		515, 100	578, 000		
72		515, 600	578, 900		
73		516, 000	579, 700		
74		516, 500			
75		516, 900			
76		517, 300			
77		517, 800			
78		518, 400			
79		518, 900			
80		519, 300			
81		519, 800			
82		520, 400			
83		521, 000			

	84		521,500		
	85		522,000		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 339,500	基準給料月額 円 386,200	基準給料月額 円 446,500	基準給料月額 円 528,200

（備考）　この表は、診療所に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	210,500	249,600	284,500	303,700	337,600	385,000	440,600
短時間	2	212,700	250,900	285,300	304,500	339,100	386,700	442,600
勤務職	3	214,800	252,200	286,000	305,200	340,600	388,300	444,600
員以外	4	216,900	253,500	286,800	305,900	342,000	389,900	446,500
の職員	5	218,900	254,700	287,600	306,700	343,500	391,400	448,300
	6	220,900	255,800	288,400	307,400	345,100	393,000	450,000
	7	222,900	256,800	289,200	308,100	346,700	394,600	451,600
	8	224,800	257,700	289,900	308,800	348,200	396,200	453,100
	9	226,600	258,800	290,600	309,600	349,700	397,800	454,600
	10	228,500	259,900	291,400	310,300	351,300	399,800	455,900
	11	230,400	261,000	292,200	311,100	352,900	401,800	457,200
	12	232,500	262,200	293,000	311,700	354,400	403,800	458,500
	13	234,200	263,400	293,800	312,300	355,900	405,200	459,800
	14	236,200	264,600	294,600	313,400	357,500	406,900	461,000
	15	238,400	265,800	295,300	314,600	359,100	408,600	462,200
	16	240,500	266,900	296,100	315,900	360,700	410,300	463,300
	17	242,600	267,900	296,900	317,100	362,200	412,000	464,500

18	243,700	268,900	297,800	318,300	363,700	413,500	465,600
19	244,700	270,000	298,600	319,400	365,300	415,000	466,800
20	245,700	271,000	299,300	320,600	366,800	416,500	468,000
21	246,800	272,100	300,100	321,900	368,100	417,800	469,100
22	247,600	273,000	301,000	323,100	369,600	419,100	469,900
23	248,500	273,800	301,900	324,300	371,100	420,400	470,300
24	249,300	274,600	302,600	325,500	372,500	421,500	471,000
25	250,200	275,400	303,300	326,700	373,900	422,600	471,500
26	251,100	276,200	304,200	327,900	375,400	423,700	471,900
27	252,000	277,000	305,100	329,100	376,900	424,800	472,300
28	252,900	277,800	305,900	330,300	378,300	425,900	472,700
29	253,700	278,500	306,700	331,600	379,700	426,700	473,100
30	254,500	279,300	307,700	332,800	381,300	427,500	473,500
31	255,200	280,100	308,700	334,100	382,700	428,200	473,800
32	256,000	280,900	309,700	335,300	384,200	429,000	474,100
33	256,700	281,700	310,700	336,500	385,400	429,400	474,400
34	257,300	282,500	311,800	337,600	386,500	430,000	474,700
35	257,900	283,100	312,900	338,800	387,700	430,500	475,000
36	258,600	283,900	313,800	340,000	388,800	430,900	475,300
37	259,300	284,800	314,800	341,300	389,800	431,300	475,600
38	259,900	285,600	315,900	342,500	390,600	431,500	
39	260,500	286,400	317,000	343,700	391,500	431,800	
40	261,000	287,100	318,000	344,800	392,600	432,100	
41	261,500	287,800	319,000	345,700	393,600	432,400	
42	262,100	288,600	320,200	346,900	394,600	432,700	
43	262,700	289,400	321,400	348,000	395,600	433,000	
44	263,200	290,100	322,500	349,100	396,500	433,300	
45	263,600	290,800	323,500	350,000	397,300	433,500	
46	264,200	291,600	324,600	350,900	398,100	433,800	

47	264,600	292,400	325,700	351,900	399,000	434,100	
48	265,000	293,100	326,800	352,800	399,800	434,400	
49	265,400	293,800	327,900	353,700	400,300	434,600	
50	265,900	294,600	328,900	354,600	401,100	434,800	
51	266,400	295,200	329,900	355,600	401,900	435,100	
52	266,900	295,900	331,000	356,500	402,700	435,400	
53	267,200	296,600	332,000	357,000	403,100	435,600	
54	267,500	297,300	332,900	357,900	403,800		
55	267,800	298,000	333,800	358,600	404,500		
56	268,100	298,600	334,800	359,500	405,100		
57	268,400	299,300	335,700	360,200	405,500		
58	268,700	300,100	336,500	360,500	406,000		
59	269,000	300,800	337,500	360,900	406,600		
60	269,300	301,400	338,400	361,500	407,200		
61	269,600	301,900	339,300	362,100	407,600		
62	269,900	302,600	340,000	362,800	408,100		
63	270,200	303,300	340,700	363,500	408,600		
64	270,500	303,900	341,300	364,100	409,100		
65	270,800	304,400	341,900	364,800	409,700		
66	271,100	305,000	342,600	365,300	410,200		
67	271,400	305,700	343,200	365,900	410,800		
68	271,700	306,400	343,800	366,500	411,400		
69	272,000	307,000	344,400	366,800	411,900		
70	272,300	307,500	344,600	367,300	412,400		
71	272,600	308,100	345,000	367,700	412,800		
72	272,800	308,600	345,500	368,200	413,200		
73	273,000	309,200	346,100	368,700	413,500		
74	273,300	309,600	346,600	369,200	414,000		
75	273,600	309,900	347,100	369,700	414,400		

	76	273, 800	310, 200	347, 500	370, 100	414, 800			
	77	274, 000	310, 500	348, 100	370, 400	415, 200			
	78	274, 300	310, 800	348, 600	370, 700				
	79	274, 600	311, 000	349, 000	370, 900				
	80	274, 800	311, 300	349, 500	371, 200				
	81	275, 000	311, 600	350, 000	371, 700				
	82	275, 300	311, 800	350, 300	372, 000				
	83	275, 600	312, 100	350, 500	372, 300				
	84	275, 800	312, 400	350, 800	372, 600				
	85	276, 000	312, 600	351, 200	373, 000				
	86		312, 800	351, 600	373, 300				
	87		313, 000	351, 900	373, 600				
	88		313, 200	352, 200	373, 900				
	89		313, 600	352, 500	374, 300				
	90		313, 800	352, 700	374, 600				
	91		314, 000	353, 100	374, 800				
	92		314, 200	353, 400	375, 100				
	93		314, 600	353, 600	375, 400				
	94		314, 800	353, 900	375, 800				
	95		315, 000	354, 200	376, 200				
	96		315, 300	354, 400	376, 600				
	97		315, 600	354, 600	377, 100				
	98		315, 800	354, 900	377, 500				
	99		316, 000	355, 200	377, 900				
	100		316, 300	355, 400	378, 300				
	101		316, 600	355, 600	378, 800				
	102		316, 800	355, 800					
	103		317, 000	356, 200					
	104		317, 300	356, 400					

	105		317,600	356,600				
	106			356,900				
	107			357,300				
	108			357,700				
	109			357,900				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		219,900	247,700	279,200	294,400	323,100	368,700	414,700

（備考）　この表は、診療所に勤務する歯科衛生士及び歯科技工士に適用する。

医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	232,500	265,700	304,700	318,200	342,300
	2	234,400	267,800	305,200	318,700	343,300
	3	236,200	270,000	305,700	319,200	344,300
	4	237,900	272,200	306,200	319,700	345,300
	5	239,600	274,400	306,600	320,200	346,400
	6	241,500	275,400	307,100	320,700	347,600
	7	243,400	276,200	307,600	321,300	348,800
	8	245,100	277,100	308,000	321,700	350,000
	9	246,800	277,900	308,400	322,200	351,000
	10	248,700	279,000	308,900	322,700	352,200
	11	250,600	280,100	309,400	323,300	353,400
	12	252,500	281,000	309,900	323,800	354,500
	13	254,300	281,800	310,300	324,200	355,600
	14	256,300	282,500	310,800	324,800	356,700

	15	258,300	283,200	311,200	325,500	357,900
	16	260,300	284,000	311,700	326,100	359,000
	17	262,300	285,100	312,200	326,800	360,100
	18	264,300	286,000	312,600	327,700	361,200
	19	266,400	286,900	313,100	328,600	362,300
	20	268,400	287,800	313,500	329,500	363,400
	21	270,300	288,800	314,000	330,300	364,500
	22	271,500	289,800	314,400	331,300	365,700
	23	272,600	290,700	314,900	332,200	366,800
	24	273,600	291,700	315,300	333,000	367,900
	25	274,700	292,500	315,800	333,800	368,900
	26	275,500	293,400	316,400	334,700	370,200
	27	276,300	294,300	317,100	335,600	371,500
	28	277,100	295,200	317,800	336,500	372,800
	29	277,900	296,200	318,500	337,300	374,000
	30	278,600	296,900	319,200	338,400	375,500
	31	279,300	297,600	319,900	339,500	377,000
	32	279,900	298,300	320,700	340,600	378,500
	33	280,600	298,900	321,500	341,800	379,700
	34	281,200	299,500	322,300	342,800	381,200
	35	281,800	300,000	323,000	343,900	382,600
	36	282,300	300,400	323,700	345,000	384,000
	37	282,800	300,800	324,500	346,100	385,400
	38	283,500	301,400	325,300	347,200	386,400
	39	284,200	301,900	326,100	348,300	387,800
	40	284,900	302,300	326,900	349,400	389,100
	41	285,600	302,700	327,600	350,200	390,400
	42	286,200	303,200	328,500	351,300	391,800
	43	286,900	303,600	329,500	352,400	393,100

	44	287, 500	304, 100	330, 400	353, 400	394, 400
	45	288, 300	304, 600	331, 300	354, 300	395, 900
	46	289, 000	305, 000	332, 300	355, 200	397, 100
	47	289, 700	305, 500	333, 300	356, 200	398, 200
	48	290, 300	305, 900	334, 200	357, 200	399, 400
	49	290, 800	306, 400	335, 100	358, 400	400, 500
	50	291, 300	306, 800	336, 000	359, 700	401, 400
	51	291, 700	307, 300	337, 000	360, 900	402, 400
	52	292, 100	307, 800	338, 000	362, 100	403, 300
	53	292, 400	308, 200	338, 800	363, 000	403, 900
	54	292, 900	308, 600	339, 700	364, 200	404, 700
	55	293, 300	309, 100	340, 700	365, 300	405, 500
	56	293, 700	309, 500	341, 600	366, 600	406, 300
	57	294, 100	310, 000	342, 500	367, 600	407, 000
	58	294, 500	310, 700	343, 400	368, 500	407, 700
	59	294, 800	311, 400	344, 400	369, 600	408, 400
	60	295, 100	312, 100	345, 300	370, 800	409, 000
	61	295, 500	312, 800	346, 200	371, 900	409, 600
	62	295, 900	313, 700	347, 300	373, 100	410, 200
	63	296, 300	314, 600	348, 500	374, 300	410, 900
	64	296, 600	315, 300	349, 700	375, 300	411, 500
	65	296, 900	316, 000	350, 400	376, 300	412, 200
	66	297, 300	316, 900	351, 500	377, 300	412, 700
	67	297, 700	317, 700	352, 600	378, 400	413, 300
	68	298, 000	318, 500	353, 500	379, 500	413, 800
	69	298, 400	319, 200	354, 600	380, 300	414, 200
	70	298, 900	320, 100	355, 300	381, 400	414, 800
	71	299, 300	321, 000	356, 400	382, 500	415, 200
	72	299, 600	321, 800	357, 500	383, 500	415, 500

	73	300,000	322,700	358,600	384,200	415,800
	74	300,500	323,500	359,800	385,000	416,300
	75	301,000	324,400	360,900	385,800	416,700
	76	301,500	325,300	362,000	386,500	417,000
	77	302,000	326,100	363,100	387,100	417,300
	78	302,500	327,000	364,200	387,600	417,800
	79	303,100	327,900	365,200	388,100	418,300
	80	303,500	328,700	366,300	388,600	418,700
	81	304,000	329,200	367,200	389,200	419,000
	82	304,400	329,900	368,200	389,700	419,400
	83	304,900	330,700	369,100	390,200	419,900
	84	305,400	331,500	370,100	390,700	420,300
	85	305,800	332,300	371,000	391,100	420,700
	86	306,200	333,100	371,800	391,500	
	87	306,700	334,100	372,600	392,100	
	88	307,200	335,100	373,400	392,600	
	89	307,600	336,000	374,000	392,900	
	90	308,100	337,000	374,600	393,400	
	91	308,600	338,000	375,200	393,700	
	92	309,100	339,000	375,800	394,000	
	93	309,600	339,800	376,200	394,600	
	94	309,900	340,500	376,600	395,100	
	95	310,400	341,200	377,100	395,600	
	96	310,900	341,800	377,500	396,100	
	97	311,400	342,200	378,000	396,700	
	98	311,900	342,500	378,400	397,200	
	99	312,300	343,000	378,900	397,700	
	100	312,700	343,600	379,300	398,100	
	101	313,100	344,000	379,600	398,700	

102	313, 500	344, 500	380, 100	399, 200		
103	313, 900	345, 100	380, 400	399, 700		
104	314, 200	345, 600	380, 700	400, 200		
105	314, 500	346, 000	381, 100	400, 800		
106	314, 900	346, 500	381, 600	401, 200		
107	315, 300	347, 000	382, 100	401, 700		
108	315, 600	347, 500	382, 600	402, 200		
109	315, 800	347, 900	383, 100	402, 800		
110	316, 100	348, 200	383, 600			
111	316, 300	348, 500	384, 100			
112	316, 600	348, 800	384, 500			
113	316, 900	349, 100	384, 900			
114	317, 100	349, 500	385, 300			
115	317, 400	349, 800	385, 800			
116	317, 600	350, 100	386, 300			
117	317, 900	350, 300	386, 700			
118	318, 100	350, 600	387, 200			
119	318, 400	350, 900	387, 700			
120	318, 700	351, 100	388, 200			
121	319, 000	351, 300	388, 500			
122	319, 300	351, 600				
123	319, 600	351, 900				
124	319, 900	352, 200				
125	320, 100	352, 400				
126	320, 300	352, 700				
127	320, 600	353, 000				
128	321, 000	353, 200				
129	321, 200	353, 400				
130	321, 500	353, 600				

	131	321, 800	353, 900				
	132	322, 200	354, 100				
	133	322, 400	354, 400				
	134	322, 700	354, 800				
	135	323, 000	355, 200				
	136	323, 300	355, 600				
	137	323, 500	355, 900				
	138	323, 800	356, 300				
	139	324, 100	356, 700				
	140	324, 400	357, 100				
	141	324, 600	357, 400				
	142	324, 900	357, 800				
	143	325, 300	358, 100				
	144	325, 600	358, 500				
	145	325, 800	358, 800				
	146	326, 000	359, 200				
	147	326, 300	359, 600				
	148	326, 600	360, 000				
	149	326, 800	360, 300				
	150	327, 000	360, 700				
	151	327, 300	361, 100				
	152	327, 600	361, 500				
	153	328, 000	361, 800				
	154	328, 200					
	155	328, 400					
	156	328, 700					
	157	329, 000					
	158	329, 300					
	159	329, 600					

	160	329,900				
	161	330,300				
	162	330,600				
	163	330,900				
	164	331,200				
	165	331,600				
	166	331,900				
	167	332,200				
	168	332,500				
	169	332,900				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 270,400	基準給料月額 円 292,600	基準給料月額 円 300,900	基準給料月額 円 312,600	基準給料月額 円 331,000

（備考）　この表は、診療所に勤務する看護師及び准看護師に適用する。

第２条　天草市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第２４条第２項中「、６月に支給する場合には１００分の１２６．２５」を「１００分の１２７．５」に、「１００分の１０６．２５）、１２月に支給する場合には１００分の１２８．７５（特定幹部職員にあっては、１００分の１０８．７５」を「１００分の１０７．５」に改め、同条第３項中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２７．５」に、「１００分の７１．２５」と、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の７３．７５」と、「１００分の１０６．２５」とあるのは「１００分の６１．２５」と、「１００分の１０８．７５」とあるのは「１００分の６３．７５」を「１００分の７２．５」と、「１００分の１０７．５」とあるのは「１００分の６２．５」に改める。

第２７条第２項第１号中「、６月に支給する場合には１００分の１０６．２５」を「１００分の１０７．５」に、「１００分の１２６．２５）、１２月に支給する場合には１００分の１０８．７５（特定幹部職員にあっては、１００分の１２８．７５」を「１００分の１２７．５」に改め、同項第２号中「、６月に支給する場合には１００分の５１．２５」を「１００分の５２．５」に、「１００分の６１．２５）、１２月に支給する場合には１００分の５３．７５（特定幹部職員にあっては、１００分の６３．７５」を「１００分の６２．５」

に改める。

（天草市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第３条　天草市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和５年天草市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

第９条第２項中「１００分の９６．２５」」の次に「と、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の９８．７５」」を、「１００分の８８．７５」」の次に「と、「１００分の１０８．７５」とあるのは「１００分の９１．２５」」を加える。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第７条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額（円）
１	４１９，０００
２	４７０，０００
３	５２５，０００
４	５９３，０００
５	６７７，０００
６	７９０，０００
７	９２３，０００

第４条　天草市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第９条第２項中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２７．５」に、「１００分の９６．２５」と、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の９８．７５」を「１００分の９７．５」に、「１００分の１０６．２５」を「１００分の１０７．５」に、「１００分の８８．７５」、「１００分の１０８．７５」とあるのは「１００分の９１．２５」を「１００分の９０」と、「総額」とあるのは「総額（任命権者又はその委任を受けた者に所属する職員の数、人事評価の結果その他の事情を考慮して当該総額を超えて支給することが特に必要と認められる場合には、当該総額に３を超えない範囲内で当該職員の数に応じて規則で定める数を乗じて得た額の範囲内で市長の承認を受けた額）」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び第４条の規定は、令和９年４月

１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の天草市職員の給与に関する条例（次項において「改正後給与条例」という。）の規定及び第３条中第９条第２項の改正規定は、令和８年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後給与条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の天草市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（提案理由）

国の人事院勧告等を踏まえ、職員の給与改定等を行うため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第９０号

天草市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和８年１１月２４日提出

天草市長　馬場　昭治

天草市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

天草市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例（平成１８年天草市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第４条中「第２１条第２項」を「第１８条の３第１項」に改める。

第１３条第１項中「第１９条第１項第１号ト」を「第１８条の３第１項第７号」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第９１号

天草市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について

天草市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和８年１１月２４日提出

天草市長　馬場　昭治

天草市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

天草市地区コミュニティセンター条例（平成１８年天草市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

別表第２棚底地区コミュニティセンターの部研修室Ａの項を削る。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（提案理由）

棚底地区コミュニティセンターの施設の使用形態の見直しに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第９２号

天草市体育館条例の一部を改正する条例の制定について

天草市体育館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和８年１１月２４日提出

天草市長　馬場　昭治

天草市体育館条例の一部を改正する条例

天草市体育館条例（平成１８年天草市条例第１０１号）の一部を次のように改正する。

別表第１天草市福連木体育館の項を削る。

別表第２中「｜天草市城河原体育館｜
｜天草市福連木体育館｜」を「｜天草市城河原体育館｜」に改める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（提案理由）

社会体育施設の見直しに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第９３号

天草市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

天草市老人福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和８年１１月２４日提出

天草市長　馬場　昭治

天草市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

天草市老人福祉センター条例（平成２２年天草市条例第４０号）の一部を次のように改正する。

第２条の表倉岳老人福祉センターの項を削る。

別表第１倉岳老人福祉センターの項を削る。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（提案理由）

老人福祉センターの見直しに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第９４号

天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和８年１１月２４日提出

天草市長　馬場　昭治

天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

天草市国民健康保険税条例（平成１８年天草市条例第５６号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「１００分の８．６」を「１００分の７．６５」に改める。

第４条中「２万１，２００円」を「２５，３００円」とする。

第５条第１号中「１７，９００円」を「１８，７００円」に改め、同条第２号中「８，９５０円」を「９，３５０円」に改め、同条第３号中「１３，４２５円」を「１４，０２５円」に改める。

第６条中「１００分の２．９」を「１００分の２．８６」に改める。

第７条中「７，０００円」を「９，６００円」に改める。

第７条の２第１号中「６，４００円」を「７，３００円」に改め、同条第２号中「３，２００円」を「３，６５０円」に改め、同条第３号中「４，８００円」を「５，４７５円」に改める。

第８条中「１００分の２．０」を「１００分の２．３７」に改める。

第９条中「９，４００円」を「１４，６００円」に改める。

第９条の２中「１００分の０．２７」を「１００分の０．３８」に改める。

第９条の３中「１，４００円」を「２，６００円」に改める。

第２３条第１項第１号ア中「１４，８４０円」を「１７，７１０円」に改め、同号イ（ア）中「１２，５３０円」を「１３，０９０円」に改め、同号イ（イ）中「６，２６５円」を「６，５４５円」に改め、同号イ（ウ）中「９，３９８円」を「９，８１８円」に改め、同号ウ中「４，９００円」を「６，７２０円」に改め、同号エ（ア）中「４，４８０円」を「５，１１０円」に改め、同号エ（イ）中「２，２４０円」を「２，５５５円」に改め、同号エ（ウ）中「

３，３６０円」を「３，８３３円」に改め、同号オ中「６，５８０円」を「１０，２２０円」に改め、同号カ中「９８０円」を「１，８２０円」に改め、同項第２号ア中「１０，６００円」を「１２，６５０円」に改め、同号イ（ア）中「８，９５０円」を「９，３５０円」に改め、同号イ（イ）中「４，４７５円」を「４，６７５円」に改め、同号イ（ウ）中「６，７１３円」を「７，０１３円」に改め、同号ウ中「３，５００円」を「４，８００円」に改め、同号エ（ア）中「３，２００円」を「３，６５０円」に改め、同号エ（イ）中「１，６００円」を「１，８２５円」に改め、同号エ（ウ）中「２，４００円」を「２，７３８円」に改め、同号オ中「４，７００円」を「７，３００円」に改め、同号カ中「７００円」を「１，３００円」に改め、同項第３号ア中「４，２４０円」を「５，０６０円」に改め、同号イ（ア）中「３，５８０円」を「３，７４０円」に改め、同号イ（イ）中「１，７９０円」を「１，８７０円」に改め、同号イ（ウ）中「２，６８５円」を「２，８０５円」に改め、同号ウ中「１，４００円」を「１，９２０円」に改め、同号エ（ア）中「１，２８０円」を「１，４６０円」に改め、同号エ（イ）中「６４０円」を「７３０円」に改め、同号エ（ウ）中「９６０円」を「１，０９５円」に改め、同号オ中「１，８８０円」を「２，９２０円」に改め、同号カ中「２８０円」を「５２０円」に改め、同条第２項第１号ア中「３，１８０円」を「３，７９５円」に改め、同号イ中「５，３００円」を「６，３２５円」に改め、同号ウ中「８，４８０円」を「１０，１２０円」に改め、同号エ中「１０，６００円」を「１２，６５０円」に改め、同項第２号ア中「１，０５０円」を「１，４４０円」に改め、同号イ中「１，７５０円」を「２，４００円」に改め、同号ウ中「２，８００円」を「３，８４０円」に改め、同号エ中「３，５００円」を「４，８００円」に改め、同項第３号ア中「２１０円」を「３９０円」に改め、同号イ中「３５０円」を「６５０円」に改め、同号ウ中「５６０円」を「１，０４０円」に改め、同号エ中「７００円」を「１，３００円」に改める。

附　則

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の天草市国民健康保険税条例の規定は、令和９年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和８年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（提案理由）

国民健康保険税の税額を改めるため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第９５号

天草市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

天草市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和８年１１月２４日提出

天草市長　馬場　昭治

天草市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

天草市道路占用料徴収条例（平成１８年天草市条例第２３１号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第２条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第３２条第１項第１号に掲げる工作物	第一種電柱	１本につき１年	７１０円
	第二種電柱		１，０９０円
	第三種電柱		１，４７０円
	第一種電話柱		６３０円
	第二種電話柱		１，０１０円
	第三種電話柱		１，３９０円
	その他の柱類		６３円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ１メートルにつき１年	６円
	地下に設ける電線その他の線類		４円
	路上に設ける変圧器	１個につき１年	６２０円
	地下に設ける変圧器	占用面積１平方メートルにつき１年	３８０円
	変圧塔その他これに類するもの及び公	１個につき１年	１，２７０円

	衆電話所		
	郵便差出箱及び信書便差出箱		５３０円
	広告塔	表示面積１平方メートルにつき１年	１，１５０円
	その他のもの	占用面積１平方メートルにつき１年	１，２７０円
法第３２条第１項第２号に掲げる物件	外径が０．０７メートル未満のもの	長さ１メートルにつき１年	２７円
	外径が０．０７メートル以上０．１メートル未満のもの		３８円
	外径が０．１メートル以上０．１５メートル未満のもの		５７円
	外径が０．１５メートル以上０．２メートル未満のもの		７６円
	外径が０．２メートル以上０．３メートル未満のもの		１１０円
	外径が０．３メートル以上０．４メートル未満のもの		１５０円
	外径が０．４メートル以上０．７メートル未満のもの		２７０円
	外径が０．７メートル以上１メートル未満のもの		３８０円
	外径が１メートル以上のもの		７６０円
法第３２条第１項第３号及び第４号に掲げる施設		占用面積１平方メートルにつき１年	１，２７０円
法第３２条第１項第５号に掲げる施設	地下街及び地下室 階数が１のもの		Ａに０．００５を乗じて得た額
	階数が２のもの		Ａに０．００７を乗じて得た額
	階数が３以上のもの		Ａに０．００９を乗じて得た額

	上空に設ける通路			５８０円
	地下に設ける通路			３５０円
	その他のもの			１，２７０円
法第３２条第１項第６号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積１平方メートルにつき１日	１２円
	その他のもの		占用面積１平方メートルにつき１月	１５０円
道路法施行令（昭和２７年政令第４７９号。以下「令」という。）第７条第１号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積１平方メートルにつき１月	１２０円
		その他のもの	表示面積１平方メートルにつき１年	１，１５０円
	標識		１本につき１年	１，０１０円
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	１本につき１日	１２円
		その他のもの	１本につき１月	１２０円
	幕（令第７条第４号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積１平方メートルにつき１日	１２円
		その他のもの	その面積１平方メートルにつき１月	１２０円
	アーチ	車道を横断するもの	１基につき１月	１，１５０円
		その他のもの		５８０円
令第７条第２号に掲げる工作物			占用面積１平方メートルにつき１年	１，２７０円
令第７条第３号に掲げる施設				Ａに０．０３を乗じて得た額
令第７条第４号に掲げる工事用施設及び同条第５号に掲げる工事用材料			占用面積１平方メートルにつき１月	１２０円

令第７条第６号に掲げる仮設建築物及び同条第７号に掲げる施設			１３０円
令第７条第８号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積１平方メートルにつき１年	Ａに０．０２を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Ａに０．０２を乗じて得た額
	その他のもの		Ａに０．０３を乗じて得た額
令第７条第９号に掲げる施設	建築物	占用面積１平方メートルにつき１年	Ａに０．０２を乗じて得た額
	その他のもの		Ａに０．０１５を乗じて得た額
令第７条第１０号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Ａに０．０２を乗じて得た額
	その他のもの		Ａに０．０１５を乗じて得た額
令第７条第１２号に掲げる器具			Ａに０．０３を乗じて得た額

（備考）

１　第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち３条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち４条又は５条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち６条以上の電線を支持するものをいうものとする。

２　第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち３条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち４条又は５条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち６条以上の電線を支持するものをいうものとする。

３　共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

４　表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

５　Ａは、近傍類似の土地（令第７条第８号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるものについて近傍類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の固定資産税評価額を表すものとする。

６　表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが１平方メートル若しくは１メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに１平方メートル若しくは１メートル未満の端数があるときは、その端数を切り上げて計算するものとする。

７　占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が１年未満であるとき、又はその期間に１年未満の端数があるときは月割りをもって計算するものとする。この場合において、１月未満の端数があるときは、その端数を切り上げて計算するものとする。

８　占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間に１月未満の端数があるときはその端数を切り上げて計算するものとする。

附　則

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

道路占用料の見直しに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第９６号

天草市港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について

天草市港湾管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和８年１１月２４日提出

天草市長　馬場　昭治

天草市港湾管理条例の一部を改正する条例

天草市港湾管理条例（平成１８年天草市条例第２４１号）の一部を次のように改正する。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１（第５条、第６条関係）

港湾施設	区分		使用料		備考
			単位	単価	
岸壁、桟橋、浮桟橋及び物揚場	普通船舶		総トン数１トン当たり係留２４時間までごとに	２円７５銭	総トン数が１トンに満たない場合又は総トン数に１トン未満の端数がある場合は、その満たない総トン数又はその端数の総トン数を１トンとして計算する。ただし、定期客船の区分を除く。
	定期客船（自動車航送船を除く。）	総トン数５０トン未満	係留１日１回当たり１月までごとにつき	１，４５２円	
		総トン数５０トン以上１００トン未満	係留１日１回当たり１月までごとにつき	２，２００円	
		総トン数１００トン以上	係留１日１回当たり１月までごとにつき	３，３００円	
	自動車航送船		総トン数１トン当たり係留２４時間までごとにつき	６円５銭（平水区域を航行区域とする二層以上の甲板を備えた自動車航	

			送船で船舶のトン数の測度に関する法律施行規則（昭和５６年運輸省令第４７号。以下「省令」という。）第３６条第２号及び第３号に掲げる要件に適合するものにあっては、６円５銭に垂線間長の中央における型深さをメートルで表した数値から省令別表第６に掲げる垂線間長の区分に応じ、同表に定める数値を控除した数値に対する垂線間長の中央における型深さの下端から船側における第二甲板の下面までの垂直距離をメートルで表した数値の割合（その割合が０．７未満のときは、０．７）を乗じて得た額から、１円	

			５４銭を控除して得た額（その額に、５銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、５銭以上１０銭未満の端数があるときはこれを１０銭に切り上げる。））	
	定期の自動車航送船で可動橋を利用するもの	１月までごとにつき	１５７，１００円	
	定期の自動車航送船で浮桟橋を利用するもの	１月までごとにつき	１１，６００円	
	定期の自動車航送船で上記以外のもの	１回当たり	２，０９０円	
	渡船（同一港湾区域内を運行するものに限る。）	１月までごとにつき	５，５１１円	
荷捌き地及び野積場	舗装されている区域	１平方メートル当たり１日につき	４円２９銭	
	舗装されていない区域	１平方メートル当たり１日につき	２円６４銭	
駐車場（天草港棚底港区に限る。）	軽自動車及び普通自動車（長さ５メートル未満）	１台当たり１２時間までごとにつき	１００円	
待合所	旅客の切符及び荷物の	１平方メートル当た	６８０円	

	取り扱い		り１月までごとに		
	販売物品		１平方メートル当たり１月までごとに	９２１円	
	広告物の掲示		１平方メートル当たり１月までごとに	６８０円	
港湾施設用地（道路の敷地を除く。）	使用期間が１月未満	電柱、標識その他の柱（以下「電柱類」という。）の設置	１本当たり１月につき	６７円８４銭	１　支柱及び支線は１本とみなし、H柱及び人形柱は２本とみなす。 ２　１月未満の端数がある場合は、１月として計算する。以下この款（その他の使用の項を除く。）において同じ。
		電柱類を設置した者以外の者による当該電柱類への電線その他これに類するものの架設	架設する電柱類の本柱１本当たり１月につき	熊本県港湾管理条例（昭和４１年熊本県条例第４２号。以下「県条例」という。）別表第１港湾施設用地（道路の敷地を除く。）の部使用期間が１月未満の款電柱類を設置した者以外の者によ	H柱及び人形柱は、２本とみなす。

				る当該電柱類への電線その他これに類するものの架設の項に掲げる知事が定める額に準ずる額	
	広告塔又は広告板		表示面積１平方メートル当たり１月につき	９７円１６銭	
	地下埋設管の設置	外径５０センチメートル未満	長さ１メートル当たり１月につき	１０円９銭	長さが１メートルに満たない場合又は長さに１メートル未満の端数がある場合は、その満たない長さ又はその端数の長さを１メートルとして計算する。
		外径５０センチメートル以上	長さ１メートル当たり１月につき	１９円２５銭	
	その他の使用		１平方メートル当たり１月につき	県条例別表第１港湾施設用地（道路の敷地を除く。）の部使用期間が１月未満の款その他の使用の項に掲げる知事が定める額に準ずる額	使用期間に１月未満の端数がある場合は、日割計算とする。
使用期間が１	電柱、標識その他の柱（以下「電柱類」とい		１本当たり１年につき	７４０円	１　支柱及び支線は１本とみなし、Ｈ柱及び人

	月以上	う。）の設置			形柱は２本とみなす。 ２　使用期間が１年未満である場合又はその期間に１年未満の端数がある場合は月割りをもって計算し、１月未満の端数がある場合は１月として計算する。以下この表において同じ。
		電柱類を設置した者以外の者による当該電柱類への電線その他これに類するものの架設	架設する電柱の本柱１本当たり１月につき	県条例別表第１港湾施設用地（道路の敷地を除く。）の部使用期間が１月以上の款電柱類を設置した者以外の当該電柱類への電線その他これに類するものの架設の項に掲げる知事が定める額に準ずる額	H柱及び人形柱は、２本とみなす。
		広告塔又は広告板	表示面積１平方メートル当たり１年につき	１，０６０円	

		地下埋設管の設置	外径５０センチメートル未満	長さ１メートル当たり１年につき	１１０円	長さが１メートルに満たない場合又は長さに１メートル未満の端数がある場合は、その満たない長さ又はその端数の長さを１メートルとして計算する。
			外径５０センチメートル以上	長さ１メートル当たり１年につき	２１０円	
		その他の使用		１平方メートル当たり１月につき	県条例別表第１港湾施設用地（道路の敷地を除く。）の部使用期間が１月以上の款その他の使用の項に掲げる知事が定める額に準ずる額	使用期間に１月未満の端数がある場合は、日割計算とする。

別表第２（第７条関係）

種目		単位	金額	摘要
桟橋		１平方メートル当たり１年につき	９０円	
起重機（クレーン）		１平方メートル当たり１年につき	６５円	
通路又は通路橋		１平方メートル当たり１年につき	６０円	
物置場又は物干場		１平方メートル当たり１年につき	６５円	
埋設管、仮	外径５０センチメートル未満	１平方メートル当たり１年につき	８５円	

設管その他の管	外径５０センチメートル以上	１平方メートル当たり１年につき	１５０円	
電柱その他これに類するもの（以下「電柱等」という。）		１本当たり１年につき	７７５円	支柱及び支線は１本とみなし、Ｈ柱及び人形柱は２本とみなす。
		電柱等を設置した者以外の者が、当該電柱等の本柱に電線その他これに類するものを架設した場合における当該本柱１本当たり１年につき	４６５円	Ｈ柱及び人形柱は、２本とみなす。
広告塔又は広告板		表示面積１平方メートル当たり１年につき	１，８７０円	
鉄塔		１平方メートル当たり１年につき	１，１２５円	
係船用くい		１本当たり１年につき	１４５円	
係船用浮標		１基当たり１年につき	１，３９０円	
いかだ又はいけす		１平方メートル当たり１年につき	１００円	
その他	工作物を伴うもの	１平方メートル当たり１年につき	１７５円	
	工作物を伴わないもの	１平方メートル当たり１年につき	９５円	
建物		１平方メートル当たり１年につき	１６５円	
貸しボート置場		１隻当たり１月につき	４００円	

（備考）

１　占用期間が１年に満たない場合又は占用期間に１年未満の端数がある場合は、その満たない期間又はその端数の期間については、月割りで計算するものとし、占用期間が１月に満たない場合又は占用期間に１月未満の端数がある場合は、その満たない期間又はその端数の期間を１月として計算する。

２　面積が１平方メートルに満たない場合又は面積に１平方メートル未満の端数がある場合は、その満たない面積又はその端数の面積を１平方メートルとして計算する。

３　長さが１メートルに満たない場合又は長さに１メートル未満の端数がある場合は、その満たない長さ又はその端数の長さを１メートルとして計算する。

４　占用の期間が１月未満の場合における占用料の額は、この表に定める額に１００分の１１０を乗じて得た額とする。

５　占用料が１件１００円に満たない場合は、１００円として計算する。

附　則

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の別表第１及び別表第２の規定は、この条例の施行の日以後の使用又は占用に係る使用料又は占用料について適用し、同日前の使用又は占用に係る使用料又は占用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

港湾施設の使用料及び占用料を改めるため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第９７号

天草市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

天草市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和８年１１月２４日提出

天草市長　馬場　昭治

天草市水道事業給水条例の一部を改正する条例

天草市水道事業給水条例（平成１８年天草市条例第２５８号）の一部を次のように改正する。

目次中「第３３条」を「第３３条の２」に改める。

第７条第１項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第７条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下同じ。）又は他の市町村長が法第１６条の２第１項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第７条第２項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等（指定給水装置工事事業者又は同項ただし書の規定により市長が他の市町村長又は他の市町村長が法第１６条の２第１項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めた場合における当該地の市町村長若しくは当該他の市町村長が法第１６条の２第１項の指定をした者をいう。以下同じ。）」に改め、同条第３項中「第１項」を「第１項本文」に改める。

第８条第２項及び第２０条第１項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改める。

第４章中第３３条の次に次の１条を加える。

（債権に係る権利の放棄）

第３３条の２　市長は、料金、手数料その他水道事業の歳入に係る債権のうち、法令上の必要な措置を講じてもなお徴収の見込みがない次の各号のいずれかに該当するものについて、その権利を放棄することができる。

⑴　消滅時効に係る期間の経過した債権。ただし、時効の援用を要する債権につき、特段の

事情により、債務者がその援用をしないことが明らかであるものを除く。

⑵　破産法（平成１６年法律第７５号）その他の法令の規定により、債務者が当該債権についてその責任を免れたもの

⑶　債務者の死亡、失踪、行方不明その他これらに準ずる事情により、徴収の見込みがないと市長が認めた債権

第３５条第２項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改める。

別表第１本渡の部佐伊津町の項中「及び弓田」を「、弓田及び大塘」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第１の改正規定は、令和９年４月１日から施行する。

（提案理由）

災害その他非常の場合における給水装置工事の円滑な実施を図る規定の追加等をするため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第９８号

天草市下水道条例及び天草市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

天草市下水道条例及び天草市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和８年１１月２４日提出

天草市長　馬場　昭治

天草市下水道条例及び天草市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

（天草市下水道条例の一部改正）

第１条　天草市下水道条例（平成１８年天草市条例第２４６号）の一部を次のように改正する。

第８条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第７条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

（天草市集落排水処理施設条例の一部改正）

第２条　天草市集落排水処理施設条例（平成２７年天草市条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第８条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第７条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

災害その他非常の場合における排水設備等の工事の円滑な実施を図るため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第９９号

天草市立病院の使用料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市立病院の使用料等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和８年１１月２４日提出

天草市長　馬場　昭治

天草市立病院の使用料等に関する条例の一部を改正する条例

天草市立病院の使用料等に関する条例（平成２１年天草市条例第８６号）の一部を次のように改正する。

第３条第５項中「別表」を「次の各号に掲げる区分に応じ、行政官庁の通知、県内自治体病院の手数料の額その他の事情を総合的に勘案し、それぞれ当該各号」に改め、同項に次の２号を加える。

⑴　文書料　１通につき７，７００円（死体検案書（死体検案料を含む。）については、２２，０００円）を超えない範囲で管理者が定める額

⑵　面談料　１件につき１１，０００円を超えない範囲で管理者が定める額

第３条に次の１項を加える。

６　予防接種、健康診断等（以下「予防接種等」という。）の使用料の額で、第１項から第４項までの規定により難い場合の使用料の額は、行政官庁の通知、実費、県内自治体病院の状況等を勘案し、管理者が定める額とする。ただし、管理者との間に予防接種等に関し契約のある場合の使用料の額については、その契約の定めるところによる。

第７条を第８条とし、第６条を第７条とし、第５条を第６条とし、第４条の次に次の１条を加える。

（債権放棄）

第５条　管理者は、使用料等の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合は、放棄することができる。

⑴　債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）の適用を受け、

又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難であると認められるとき。

⑵　破産法（平成１６年法律第７５号）第２５３条第１項その他の法令の規定により債務者が債権につきその責任を免れたとき。

⑶　債務者が死亡、失踪、行方不明その他これに準ずる事情があり、徴収の見込みがないとき。

⑷　債務者が死亡し、その債務について相続人が限定承認した場合、相続人全員が相続放棄した場合又は相続人が存在しない場合若しくは相続人のあることが明らかでない場合において、その相続財産による当該債権の弁済ができる見込みがないとき。

⑸　当該債権について消滅時効が完成したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）。

別表を削る。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第３条第５項の改正規定は、令和９年３月１日から施行する。

２　この条例による改正後の天草市立病院の使用料等に関する条例第３条第５項の規定は、令和９年３月１日以後に交付又は面談の申出を受け付けた文書又は面談に係る文書料又は面談料について適用し、同日前に交付又は面談の申し出を受け付けた文書又は面談に係る文書料又は面談料については、なお従前の例による。

（提案理由）

手数料等の見直し等に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第１００号

天草市市費負担教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市市費負担教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和８年１１月２４日提出

天草市長　馬場　昭治

天草市市費負担教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

天草市市費負担教職員の給与等に関する条例（令和３年天草市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第３条関係）

市費負担教職員給料表

職務の級	１級
号給	給料月額
1	２４７，１００
2	２４９，６００
3	２５２，０００
4	２５４，５００
5	２５７，０００
6	２５９，５００
7	２６１，９００
8	２６４，４００
9	２６６，９００
１０	２６８，５００
１１	２７０，１００

１２	２７１，７００
１３	２７３，３００
１４	２７４，７００
１５	２７６，２００
１６	２７７，６００

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例による改正後の天草市市費負担教職員の給与等に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　新条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の天草市市費負担教職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

（提案理由）

熊本県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第１０１号

熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定により、令和９年３月３１日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約（平成１６年９月２９日熊本県指令市町村第１６号）の一部を次のとおり変更する。

令和８年１１月２４日提出

天草市長　馬場　昭治

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

熊本県市町村総合事務組合規約（平成１６年９月２９日熊本県指令市町村第１６号）の一部を次のように変更する。

別表第２第３条第１０号に関する事務の項中「上天草市、阿蘇市」を「阿蘇市」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規約は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の熊本県市町村総合事務組合規約別表第２の規定は、この規約の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理について適用し、施行日前に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理については、なお従前の例による。

（提案理由）

一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第２９０条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第１０２号

工事請負契約の変更について

令和８年２月２７日議決された議第８号「工事請負契約の変更について」の一部を次のように変更するものとする。

令和８年１１月２４日提出

天草市長　馬場　昭治

「契約の金額　３４６，８９０，５１７円」を「契約の金額　３７６，０８８，０４３円」と、「名　称　　株式会社ＩＨＩインフラシステム　九州支店」を「名　称　　株式会社ＩＨＩインフラスクエア　九州支店」とする。

（提案理由）

瀬戸歩道橋機械設備更新工事において、労務単価等の変更に伴い契約金額を増額する必要が生じたため、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第１０３号

指定管理者の指定について

天草市老人福祉センター条例（平成２２年天草市条例第４０号）第１７条第１項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和８年１１月２４日提出

天草市長　馬場　昭治

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

牛深老人福祉センター

２　指定管理者となる団体

天草市五和町御領２９４３番地

社会福祉法人天草市社会福祉協議会

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第１０４号

指定管理者の指定について

天草市在宅介護支援サテライト施設条例（平成１８年天草市条例第１３７号）第１７条第１項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和８年１１月２４日提出

天草市長　馬場　昭治

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

在宅介護支援サテライト施設うしぶか

２　指定管理者となる団体

天草市五和町御領２９４３番地

社会福祉法人天草市社会福祉協議会

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第１０５号

指定管理者の指定について

天草市牛深温泉センター条例（平成１８年天草市条例第２２１号）第１５条第１項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和８年１１月２４日提出

天草市長　馬場　昭治

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

天草市牛深温泉センター

２　指定管理者となる団体

天草市牛深町２２８６番地１１６

株式会社うしぶか

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第１０６号

指定管理者の指定について

天草市うしぶか海彩館条例（平成１８年天草市条例第２２２号）第１６条第１項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和８年１１月２４日提出

天草市長　馬場　昭治

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

うしぶか海彩館

２　指定管理者となる団体

天草市牛深町２２８６番地１１６

株式会社うしぶか

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第１０７号

指定管理者の指定について

天草市宿泊施設やすらぎ荘条例（平成１８年天草市条例第２２３号）第１５条第１項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和８年１１月２４日提出

天草市長　馬場　昭治

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

宿泊施設やすらぎ荘

２　指定管理者となる団体

天草市牛深町２２８６番地１１６

株式会社うしぶか

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第１０８号

指定管理者の指定について

天草市リップルランド公園条例（平成１８年天草市条例第２２４号）第１５条第１項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和８年１１月２４日提出

天草市長　馬場　昭治

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

リップルランド公園

２　指定管理者となる団体

天草市有明町上津浦１９５５番地

天草ありあけ株式会社

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第１０９号

指定管理者の指定について

天草市御所浦物産館条例（平成１８年天草市条例第２１０号）第１６条第１項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和８年１１月２４日提出

天草市長　馬場　昭治

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

御所浦物産館

２　指定管理者となる団体

天草市御所浦町御所浦４３１０番地８

御所浦未来島株式会社

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第１１０号

指定管理者の指定について

天草市栖本温泉センター条例（平成１８年天草市条例第２１４号）第１５条第１項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和８年１１月２４日提出

天草市長　馬場　昭治

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

天草市栖本温泉センター

２　指定管理者となる団体

菊池郡大津町室６８６番地１

株式会社グッドスタッフ

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第１１１号

指定管理者の指定について

天草市総合交流施設愛夢里条例（平成１８年天草市条例第２１５号）第１６条第１項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和８年１１月２４日提出

天草市長　馬場　昭治

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

天草市総合交流施設愛夢里

２　指定管理者となる団体

宇城市三角町三角浦１０２番地

株式会社オフィス寺島

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第１１２号

指定管理者の指定について

天草市河浦海上コテージ条例（平成１８年天草市条例第２２７号）第１６条第１項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和８年１１月２４日提出

天草市長　馬場　昭治

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

河浦海上コテージ

２　指定管理者となる団体

宇城市三角町三角浦１０２番地

株式会社オフィス寺島

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第１１３号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡するものとする。

令和８年１１月２４日提出

天草市長　馬場　昭治

１　譲渡の目的　　令和９年３月３１日をもって天草市浄化槽市町村整備推進事業により設置した浄化槽の管理に関する条例（平成１８年天草市条例第２５０号）が失効することに伴い、本市が設置・保有する合併処理浄化槽を使用者等へ無償譲渡し、使用者負担の公平性を図るため。

２　譲渡する財産及び譲渡の相手方　　別紙のとおり

（提案理由）

適正な対価なく財産を譲渡するには、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第６号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第１１４号

令和８年度天草市一般会計補正予算（第８号）

令和８年度天草市の一般会計補正予算（第８号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,220,868 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 65,391,649 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　繰越明許費の追加及び変更は、「第２表　繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第３条　債務負担行為の追加は、「第３表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第４条　地方債の変更は、「第４表　地方債補正」による。

令和８年１１月２４日提出

天草市長　馬場　昭治

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		10,371,475	25,544	10,397,019
	1 国庫負担金	9,105,304	2,694	9,107,998
	2 国庫補助金	1,245,382	22,850	1,268,232
16 県支出金		4,853,075	△ 11,533	4,841,542
	1 県負担金	2,637,195	△ 13,564	2,623,631
	3 県委託金	162,620	2,031	164,651
17 財産収入		158,788	24,300	183,088
	1 財産運用収入	128,485	24,300	152,785
18 寄附金		2,586,863	2,034	2,588,897
	1 寄附金	2,586,863	2,034	2,588,897
19 繰入金		4,506,119	△ 715,254	3,790,865
	2 基金繰入金	4,449,982	△ 715,254	3,734,728
20 繰越金		1	3,562,368	3,562,369
	1 繰越金	1	3,562,368	3,562,369
21 諸収入		550,675	110,909	661,584
	2 市預金利子	12,862	18,679	31,541
	5 雑入	477,026	92,230	569,256

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
22 市債		4,919,500	222,500	5,142,000
	1 市債	4,919,500	222,500	5,142,000
補正されなかった款項に係る額		34,224,285		34,224,285
歳入合計		62,170,781	3,220,868	65,391,649

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		266,899	△ 918	265,981
	1 議会費	266,899	△ 918	265,981
2 総務費		9,122,802	2,893,963	12,016,765
	1 総務管理費	8,463,134	2,865,896	11,329,030
	2 徴税費	335,698	16,597	352,295
	3 地籍調査費	41,331	1,248	42,579
	4 戸籍住民基本台帳費	176,603	1,225	177,828
	5 選挙費	49,168	3,714	52,882
	6 統計調査費	29,116	781	29,897
	7 監査委員費	27,752	4,502	32,254
3 民生費		18,822,419	△ 312	18,822,107
	1 社会福祉費	5,680,924	△ 14,786	5,666,138
	2 高齢者福祉費	4,847,824	△ 31,636	4,816,188
	3 児童福祉費	6,850,262	47,156	6,897,418
	4 生活保護費	1,417,094	△ 1,046	1,416,048

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		7,329,686	△ 32,754	7,296,932
	1 保健衛生費	989,918	4,677	994,595
	2 環境費	4,227,720	△ 2,601	4,225,119
	3 斎場費	148,122	△ 7,046	141,076
	4 水道費	509,311	△ 7,809	501,502
	5 病院費	1,310,918	△ 23,423	1,287,495
	6 看護専門学校費	143,697	3,448	147,145
5 農林水産業費		2,690,336	32,798	2,723,134
	1 農業費	1,483,152	48,745	1,531,897
	2 林業費	300,711	△ 5,790	294,921
	3 水産業費	906,473	△ 10,157	896,316
6 商工費		3,097,037	28,341	3,125,378
	1 商工費	3,097,037	28,341	3,125,378
7 土木費		2,730,497	267,556	2,998,053
	1 土木管理費	219,273	△ 18,325	200,948
	2 道路橋梁費	1,200,084	279,608	1,479,692
	3 河川費	296,043	646	296,689
	4 港湾費	85,108	4,238	89,346
	5 都市計画費	352,183	1,081	353,264
	7 住宅費	577,806	308	578,114

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
8 消防費		2,563,138	△ 1,507	2,561,631
	1 消防費	2,563,138	△ 1,507	2,561,631
9 教育費		4,129,517	33,701	4,163,218
	1 教育総務費	1,280,797	14,246	1,295,043
	2 小学校費	438,778	590	439,368
	3 中学校費	287,688	2,494	290,182
	4 幼稚園費	65,521	△ 1,030	64,491
	6 学校給食費	1,051,672	7,627	1,059,299
	7 社会教育費	1,005,061	9,774	1,014,835
補正されなかった款項に係る額		11,418,450		11,418,450
歳出合計		62,170,781	3,220,868	65,391,649

第２表　繰越明許費補正

１　追　加　　（単位：千円）

款	項	事　業　名	金　額
2　総務費	1　総務管理費	コミュニティセンター整備事業	47,162
		牛深港周辺整備事業	78,607
	5　選挙費	県議会議員選挙費	12,103
5　農林水産業費	1　農業費	農道施設LED化事業	100,122
	3　水産業費	漁村再生交付金事業	6,355
		津波・高潮危機管理対策事業	31,477
		水産基盤整備事業	89,561
		単独漁港整備事業	63,000
6　商工費	1　商工費	観光施設整備事業	8,543
7　土木費	2　道路橋梁費	道路施設管理経費	21,450
		市道施設LED化事業	78,200
		道路維持補修事業	186,000
		市道改良（単独）事業	96,500

1　追　加

（単位：千円）

款	項	事　　業　　名	金　額
8　消防費	1　消防費	消防施設整備事業	59,496
10　災害復旧費	1　農林水産施設災害復旧費	過年発生補助災害復旧事業（農業施設等）	346,999
		現年発生単独災害復旧事業（治山施設）	10,000

2　変　更

（単位：千円）

款	項	補　　正　　前		補　　正　　後	
		事　　業　　名	金 額	事　業　名	金 額
2　総務費	1　総務管理費	スポーツ施設整備事業	164,530	補正前に同じ	283,263
10　災害復旧費	2　公共土木施設災害復旧費	過年発生補助災害復旧事業（公共土木施設）	360,000	補正前に同じ	2,997,137

第３表　債務負担行為補正

１　追　加　　（単位：千円）

事　　項	期　　間	限　度　額
議会広報誌印刷製本費	令和9年度	8,194
議会会議録作成業務委託料	令和9年度	6,964
天草市議会インターネット映像配信業務委託料	令和9年度	2,852
本庁、支所及び病院事業部間文書配送業務委託料	令和9年度	5,383
広報紙印刷製本費	令和9年度	17,657
広報紙配送業務委託料	令和9年度	4,402
広報紙編集業務委託料	令和9年度	2,393
ラジオ市政情報等番組制作放送業務委託料	令和9年度	10,070
コミュニティセンター指定管理料（５２施設）	令和9年度～令和11年度	908,940
基幹相談支援センター運営業務委託料	令和9年度～令和11年度	157,299
地域包括支援センター運営業務委託料	令和9年度～令和11年度	654,630
ごみ袋製作費	令和9年度	60,840
排水機場運転管理・保守点検業務委託料	令和9年度	23,008
四郎ヶ浜ビーチ環境整備業務委託料	令和9年度	6,016
下田温泉観光施設管理業務委託料	令和9年度	5,700

1　追　加

（単位：千円）

事　　項	期　　間	限　度　額
道路維持補修業務委託料	令和9年度	283,000

第４表　地方債補正

１　変　更　　（単位：千円）

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
コミュニティセンター整備事業	63,500	証書借入又は証券発行	５．０％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	110,600	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
体育施設整備事業	276,600	〃	〃	〃	395,300	〃	〃	〃
農林業施設整備事業	64,100	〃	〃	〃	112,300	〃	〃	〃
観光施設整備事業	139,600	〃	〃	〃	148,100	〃	〃	〃

議第１１５号

令和８年度天草市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

令和８年度天草市の国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9,243 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,602,305 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年１１月２４日提出

天草市長　馬場　昭治

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5 県支出金		8,217,931	7,568	8,225,499
	1 県負担金・補助金	8,217,931	7,568	8,225,499
6 財産収入		2,631	613	3,244
	1 財産運用収入	2,631	613	3,244
7 繰入金		1,023,264	△ 64,659	958,605
	1 一般会計繰入金	865,295	△ 8,865	856,430
	2 基金繰入金	157,969	△ 55,794	102,175
8 繰越金		1	41,738	41,739
	1 繰越金	1	41,738	41,739
9 諸収入		11,594	23,983	35,577
	2 預金利子	353	1,111	1,464
	3 雑入	7,231	22,872	30,103
補正されなかった款項に係る額		1,337,641		1,337,641
歳入合計		10,593,062	9,243	10,602,305

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		153,462	△ 864	152,598
	1 総務管理費	131,775	△ 1,101	130,674
	2 徴税費	8,899	△ 23	8,876
	4 国民健康保険特別対策事業費	12,267	260	12,527
6 保健事業費		140,403	△ 2,146	138,257
	2 特定健康診査等事業費	108,342	150	108,492
	3 総合保健施設事業費	24,293	△ 2,296	21,997
7 基金積立金		2,631	613	3,244
	1 基金積立金	2,631	613	3,244
9 諸支出金		10,988	11,640	22,628
	1 償還金及び還付加算金	8,001	4,072	12,073
	2 繰出金	2,987	7,568	10,555
補正されなかった款項に係る額		10,285,578		10,285,578
歳出合計		10,593,062	9,243	10,602,305

議第１１６号

令和８年度天草市介護保険特別会計補正予算（第３号）

令和８年度天草市の介護保険特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 206,203 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,691,285 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年１１月２４日提出

天草市長　馬場　昭治

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		2,948,571	32	2,948,603
	2 国庫補助金	1,026,177	32	1,026,209
4 支払基金交付金		2,992,045	15,567	3,007,612
	1 支払基金交付金	2,992,045	15,567	3,007,612
5 県支出金		1,624,184	14	1,624,198
	2 県補助金	45,029	14	45,043
6 財産収入		2,695	1,241	3,936
	1 財産運用収入	2,695	1,241	3,936
7 繰入金		2,095,892	△ 60,370	2,035,522
	1 一般会計繰入金	1,797,892	△ 60,370	1,737,522
8 繰越金		1	248,401	248,402
	1 繰越金	1	248,401	248,402
9 諸収入		1,553	1,318	2,871
	2 預金利子	922	1,318	2,240
補正されなかった款項に係る額		1,820,141		1,820,141
歳入合計		11,485,082	206,203	11,691,285

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		277,180	6,337	283,517
	1 総務管理費	147,176	6,337	153,513
5 地域支援事業費		340,953	118	341,071
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	299,517	118	299,635
6 基金積立金		2,695	124,587	127,282
	1 基金積立金	2,695	124,587	127,282
8 諸支出金		59,138	75,188	134,326
	1 償還金及び還付加算金	3,001	75,188	78,189
9 予備費		30,616	△ 27	30,589
	1 予備費	30,616	△ 27	30,589
補正されなかった款項に係る額		10,774,500		10,774,500
歳出合計		11,485,082	206,203	11,691,285

議第１１７号

令和８年度天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

令和８年度天草市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 20,563 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,843,455 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年１１月２４日提出

天草市長　馬場　昭治

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		1,198,411	35,851	1,234,262
	1 後期高齢者医療保険料	1,198,411	35,851	1,234,262
5 繰入金		608,088	△ 22,306	585,782
	1 一般会計繰入金	608,088	△ 22,306	585,782
6 繰越金		1	6,563	6,564
	1 繰越金	1	6,563	6,564
7 諸収入		16,267	455	16,722
	2 預金利子	242	287	529
	4 雑入	14,958	168	15,126
補正されなかった款項に係る額		125		125
歳入合計		1,822,892	20,563	1,843,455

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		44,812	1,617	46,429
	1 総務管理費	41,231	1,617	42,848
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,776,580	18,946	1,795,526
	1 熊本県後期高齢者医療広域連合納付金	1,776,580	18,946	1,795,526
補正されなかった款項に係る額		1,500		1,500
歳出合計		1,822,892	20,563	1,843,455

議第１１８号

令和８年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第１号）

令和８年度天草市の浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 352 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 170,197 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年１１月２４日提出

天草市長　馬場　昭治

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		111,735	217	111,952
	1 一般会計繰入金	111,735	217	111,952
7 繰越金		1	135	136
	1 繰越金	1	135	136
補正されなかった款項に係る額		58,109		58,109
歳入合計		169,845	352	170,197

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 浄化槽市町村整備推進事業費		153,370	352	153,722
	1 浄化槽市町村整備推進事業費	153,370	352	153,722
補正されなかった款項に係る額		16,475		16,475
歳出合計		169,845	352	170,197

議第１１９号

令和８年度天草市国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第１号）

令和８年度天草市の国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 293 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 322,380 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年１１月２４日提出

天草市長　馬場　昭治

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		204,499	△ 15,855	188,644
	1 一般会計繰入金	204,263	△ 23,423	180,840
	2 特別会計繰入金	236	7,568	7,804
7 繰越金		1	15,562	15,563
	1 繰越金	1	15,562	15,563
補正されなかった款項に係る額		118,173		118,173
歳入合計		322,673	△ 293	322,380

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務管理費		217,196	△ 293	216,903
	1 総務管理費	217,196	△ 293	216,903
補正されなかった款項に係る額		105,477		105,477
歳出合計		322,673	△ 293	322,380

議第１２０号

令和８年度天草市斎場事業特別会計補正予算（第１号）

令和８年度天草市の斎場事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第１条　歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第１表　歳入予算補正」による。

令和８年１１月２４日提出

天草市長　馬場　昭治

第１表　歳入予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		148,122	△ 7,046	141,076
	1 一般会計繰入金	148,122	△ 7,046	141,076
3 繰越金		1	7,046	7,047
	1 繰越金	1	7,046	7,047
補正されなかった款項に係る額		29,755		29,755
歳入合計		177,878	0	177,878

議第１２１号

令和８年度天草市病院事業会計補正予算（第３号）

（総則）

第１条　令和８年度天草市の病院事業会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　令和８年度天草市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		支　　出	
第１款　病院事業費用	4,417,645 千円	9,053 千円	4,426,698 千円
第１項　医業費用	4,371,589 千円	8,957 千円	4,380,546 千円
第２項　医業外費用	45,248 千円	96 千円	45,344 千円

（債務負担行為）

第３条　予算第５条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について、「第１表　債務負担行為」のとおり追加する。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第４条　予算第９条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科　　目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（１）	職員給与費	2,882,726 千円	8,957 千円	2,891,683 千円

令和８年１１月２４日提出

天草市長　馬場　昭治

第１表　債務負担行為

１　追加　　（単位：千円）

事　　項	期　　間	限　度　額
防炎カーテン賃借料	令和9年度～令和13年度	9,705
臨床検査業務委託料	令和9年度	契約に定める額
浄化槽保守点検業務委託料	令和9年度～令和11年度	5,166
ＦＣＲシステム保守業務委託料	令和9年度～令和11年度	3,012
自動ドア保守管理業務委託料	令和9年度～令和11年度	1,140
感染性産業廃棄物処理業務委託料	令和9年度～令和11年度	契約に定める額
廃棄物収集運搬処理業務委託料	令和9年度～令和11年度	契約に定める額
患者衣・寝具等賃借料	令和9年度～令和11年度	契約に定める額
病院清掃業務委託料	令和9年度～令和11年度	80,175

議第１２２号

令和８年度天草市水道事業会計補正予算（第３号）

（総則）

第１条　令和８年度天草市の水道事業会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　令和８年度天草市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		収　　入	
第１款　水道事業収益	2,463,644 千円	△1,799 千円	2,461,845 千円
第１項　営業収益	1,937,298 千円	324 千円	1,937,622 千円
第２項　営業外収益	526,336 千円	△2,123 千円	524,213 千円
		支　　出	
第１款　水道事業費用	2,285,949 千円	17,272 千円	2,303,221 千円
第１項　営業費用	2,201,691 千円	15,954 千円	2,217,645 千円
第２項　営業外費用	83,418 千円	1,318 千円	84,736 千円

（資本的収入及び支出）

第３条　予算第４条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額９２９，９７７千円は、当年度分消費税及び地方消費税

資本的収支調整額８０，５６０千円及び過年度分損益勘定留保資金８４９，４１７千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額９３０，２９４千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額８０，５７９千円及び過年度分損益勘定留保資金８４９，７１５千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収　　入		
第１款　資本的収入	621,619 千円	△5,686 千円	615,933 千円
第２項　出資金	162,617 千円	△5,686 千円	156,931 千円
	支　　出		
第１款　資本的支出	1,551,596 千円	△5,369 千円	1,546,227 千円
第１項　建設改良費	921,482 千円	△1,859 千円	919,623 千円
第２項　企業債償還金	630,114 千円	△3,510 千円	626,604 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第４条　予算第７条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（１）職員給与費	174,593 千円	1,574 千円	176,167 千円

令和８年１１月２４日提出

天草市長　馬場　昭治

議第１２３号

令和８年度天草市下水道事業会計補正予算（第４号）

（総　　則）

第１条　令和８年度天草市の下水道事業会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　令和８年度天草市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支　　出		
第１款　下水道事業費用	1,926,834 千円	△5,188 千円	1,921,646 千円
第１項　営業費用	1,867,415 千円	△5,188 千円	1,862,227 千円

（資本的収入及び支出）

第３条　予算第４条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額５７７，７１０千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額５７，４９９千円、過年度分損益勘定留保資金３６７，６４７千円及び当年度分損益勘定留保資金１５２，５６４千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額５７８，４９８千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額５７，４９９千円、過年度分損益勘定留保資金２７８，８１５千円及び当年度分損益勘定留保資金２４２，１８４千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支　　出		
第１款　資本的支出	1,598,283 千円	788 千円	1,599,071 千円
第１項　建設改良費	1,073,368 千円	788 千円	1,074,156 千円

（債務負担行為）

第４条　予算第５条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について次のとおり追加する。

事　　項	期　　間	限　度　額
本渡処理区マンホールポンプ場運転管理業務委託	令和９年度	5,777　千円
本渡処理区雨水渠スクリーン清掃管理業務委託	令和９年度	2,776　千円
本渡浄化センター汚泥運搬処分業務委託	令和９年度	33,740　千円
下田浄化センター維持管理業務委託	令和９年度	14,152　千円
高浜浄化センター維持管理業務委託	令和９年度	21,526　千円
一町田浄化センター維持管理業務委託	令和９年度	19,540　千円
汚泥脱水業務委託	令和９年度	12,769　千円
佐伊津浄化センター維持管理業務委託	令和９年度	16,016　千円
佐伊津地区雨水ポンプ場運転管理業務委託	令和９年度	2,744　千円
本郷漁業集落排水処理施設維持管理業務委託	令和９年度	16,951　千円
宮田浄化センター維持管理業務委託	令和９年度	18,030　千円
通詞島排水処理施設維持管理業務委託	令和９年度	12,814　千円
宮野河内浄化センター維持管理業務委託	令和９年度	13,666　千円
崎津浄化センター維持管理業務委託	令和９年度	14,601　千円
棚底浄化センター維持管理業務委託	令和９年度	16,064　千円
新町浄化センター維持管理業務委託	令和９年度	4,510　千円
水質・汚泥成分分析業務委託	令和９年度	14,395　千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第５条　予算第９条（１）に定めた経費の金額を次のように改める。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（１）職員給与費	98,800 千円	△4,724 千円	94,076 千円

令和８年１１月２４日提出

天草市長　馬場　昭治